

「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格認証制度」改定について —平成 25 年より「配筋探査技術者資格（建築）」（JASS 5 T-608）の認証を追加—

当工業会では、国土交通省が発注する土木橋梁工事において、義務づけている「電磁誘導法及び電磁波レーダ法によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり厚さ測定」に関するコンクリート構造物の配筋探査技術のレベルと信頼性の向上を図るため、平成 20 年度から「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格認証制度」を立ち上げ、現在までに 2,000 名以上の配筋探査技術者資格認証者を輩出してきました。他方、建築分野では平成 21 年 2 月改訂の日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事 2009」において、構造体コンクリートの鉄筋位置とかぶり厚さの測定が「JASS 5 T-608」として規定され、当工業会では平成 21 年から「JASS 5 T-608 講習会」を開催し「配筋探査技術者」の養成という社会的要求にも応えてきました。また「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格認証制度」として、従来対象としていた「配筋探査技術者資格（土木）」に加え、平成 25 年下期「配筋探査技術者資格（建築）」を創設しました。ここでは、その概要と認証制度の改定要点を紹介致します。

1. 「配筋探査技術者資格（建築）」（JASS 5 T-608）資格認証創設の背景

平成 25 年 4 月 1 日付で、国土交通省の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」が改訂され、同仕様書に基づく公共・民間建築工事の鉄筋コンクリート造建築物では、施工段階での「構造体コンクリートの仕上がり及びかぶり厚さ」の確認作業が盛り込まれました。また、「建築工事監理指針」及び「建築改修工事監理指針」も改訂され、検査手法として「JASS 5 T-608」による検査が規定されました。これに伴い、建築分野の配筋探査技術者のニーズ拡大が期待されています。

2. コンクリート構造物の配筋探査技術者認証制度の改定内容

配筋探査技術者認証制度は、「配筋探査技術者資格（建築）」の新設の他、資格認証試験の受験資格要件、学科(一次)試験の出題問題、実技(二次)試験の合格手続・不合格者に対する再試験の手続などを改定しています。表 1 に認証制度の改定要点を、図 1 に土木(橋梁)及び建築(JASS 5 T-608)配筋探査技術者資格認証フローを示します。なお、詳細につきましては、工業会ホームページ掲載の「コンクリート構造物の配筋探査技術者(土木、建築)資格認証制度のご案内」、「検規-6501：2013 コンクリート構造物の配筋探査技術者認証規準」等を参照下さい。